

議案第125号

八塔寺ふるさと農園の指定管理者の指定について

次のとおり八塔寺ふるさと農園の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
八塔寺ふるさと農園	一般財団法人備前市施設管理 公社	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般財団法人備前市施設管理公社

代表者 理事長 高橋 昌弘

所 在 備前市久々井747番地

(2) 団体の位置付け

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般財団法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

一般財団法人備前市施設管理公社は、市の出捐により設立された法人であり、八塔寺ふるさと農園の開園当時から長年にわたって市及び地域住民と連携し、設置目的の一つである都市住民と農村住民の交流と共生に努め、管理運営を行っている。

八塔寺ふるさと村内の他の公共施設の管理も行っており、本施設も含めて一括管理とすることは効率的であり、また、農作物の栽培、管理等、事業の持続性の点からも指定管理者として適当と認められる。